

令和5年2月13日

「被扶養者認定基準及び取扱い」の変更等について

共済組合では、組合員の収入により生計を維持されている一定の範囲の扶養家族に対しても給付を行っており、この扶養家族を「被扶養者」と呼んでいます。

被扶養者に認定されると、被扶養者は、組合員と同様に疾病、負傷、出産、死亡の短期給付や健診等を受けることができますが、組合員がその被扶養者の掛金を負担する必要はありません。

また、被扶養者は組合の加入人数等に応じて支払う高齢者医療制度への拠出金や介護納付金等の算定対象となることから、被扶養者分についても共済組合が拠出金等を負担しています。

これらの共済組合が支払う医療費や拠出金等に係る費用は、全ての組合員の掛金と各所属所からの負担金を財源としているため、安定した財政運営を図るうえでも被扶養者の認定は慎重に行う必要があります。

そのため本組合では、被扶養者の認定事務について組合員の皆様にご理解いただくため、基準となる数値や計算方法等を記載した「被扶養者認定基準及び取扱い」（令和4年4月1日改訂版）に基づき扶養認定事務を行ってまいりましたが、今般、下記のとおり、その内容について変更等がございましたので、令和5年4月1日改訂版を作成いたしました。

つきましては、より公平で適正な取扱いをするため、扶養の事実関係を確認するうえで、従来よりも詳細な内容の確認や関係書類等の提出をお願いすることもございますが、本組合の短期給付事業の安定した財政運営を図るため、皆様のご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、共済組合が取得した個人情報の流出防止、目的外使用の禁止及び守秘義務等個人情報の保護の取扱いについては、十分留意するよう努めてまいりますので念のため申し添えます。

記

1 令和5年4月以降の変更点について

被扶養者の認定対象者が60歳以上である場合には、収入基準額は年額180万円未満の者とします。（認定基準の第2-3関係）

2 その他

- ・収入の捉え方について（認定基準の第2-4関係）
- ・条件付きの認定について（認定基準の第3-5関係）
- ・被扶養者の扶養認定日について（認定基準の第5-1関係）
- ・被扶養者の扶養認定取消日について（認定基準の第6-1関係）
- ・別表1 父母等の被扶養者資格収入基準額（認定基準の第3-3-(4)関係）